

## 感染拡大に伴って想定される主な要請内容について

※ 要請内容及び開始時期の決定に当たっては、感染状況や変異株の最新の知見等を踏まえ、1都2県と連携しながら総合的に判断。  
(必ずしもレベル移行と同時に開始するものではない)

(目安) レベル	区域	要請内容				
		飲食店			イベント※ <sup>1</sup>	外出等
		認証店	確認店	その他		
0	その他区域	ガイドラインの遵守			収容定員まで	基本的な感染防止策の徹底
1						
2	その他区域 (感染拡大の傾向が見られる場合)	4人まで※ <sup>3</sup> (酒類可)	4人まで※ <sup>3</sup> (酒類可)	20時 4人まで (酒類可)	収容定員まで	感染リスクの高い行動の回避の強い呼びかけ
	まん延防止等重点措置区域	4人まで※ <sup>3</sup> (酒類可)	21時又は制限なし 4人まで※ <sup>3</sup> (酒類可)	20時 4人まで 酒類不可		
3	緊急事態措置区域	21時 4人まで※ <sup>3</sup> (酒類可)	20時又は21時 4人まで※ <sup>3</sup> (酒類可)		人数上限※ <sup>2</sup> 10,000人※ <sup>3</sup>	不要不急の都道府県間の移動を極力控える※ <sup>3</sup>
4	より強い行動制限					

※<sup>1</sup> イベントの人数上限は「感染防止安全計画」を提出した場合の要請内容を記載。

※<sup>2</sup> まん延防止等重点措置区域、緊急事態措置区域では、集客施設にもイベントと同様の人数制限を要請。

※<sup>3</sup> 事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度の登録により、飲食店、イベント、集客施設の人数制限を緩和できる。また、適用された者は都道府県間の移動自粛の対象外となる。

※<sup>4</sup> まん延防止等重点措置区域の飲食店への要請内容は、措置区域の要請内容を記載。措置区域以外の区域では、その他区域（感染拡大の傾向が見られる場合）と同様の要請。

※<sup>5</sup> 緊急事態措置区域においては、飲食店等でのカラオケ設備の提供を禁止。ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による緩和あり。

※<sup>6</sup> 感染が拡大傾向にある場合には、感染に不安を感じる無症状者に対して、PCR等検査を受けるよう要請。